

堺資循第 1338 号
平成 24 年 1 月 25 日

堺市一般廃棄物収集運搬業許可業者 各位
堺市一般廃棄物再生輸送業指定業者 各位

堺市環境事業部
資源循環推進課長
(公印省略)

安全運転・安全作業の厳守について (通知)

去る 1 月 23 日 (月)、本市許可業者の運転する塵芥車 (パッカー車) による交通死亡事故が発生しました。また、交通マナーに関する市民からの苦情も日々寄せられています。

収集運搬作業に関して、改めて以下の事項を全従業員に周知徹底し、安全運転・安全作業を厳守していただきますよう、よろしくお願ひします。

記

1. 許可車両の運行に際しては、交通ルールを遵守すること。特に、Uターン禁止場所でのターン、信号無視、一方通行の逆走、速度超過、飲酒運転等は絶対に行わないこと。
2. 一般廃棄物収集運搬業者としてその公共性を自覚し、市長の指示に従い適正に業務を遂行するとともに、市民及び排出者に常に親切丁寧に対応し、迷惑をかけることはしないこと。
3. 収集運搬作業に当たっては次の各項目を遵守すること。
 - ① 車両の正常な機能及び安全を維持するため、車両点検及び整備を励行すること。
 - ② 車両への過積載を行わないこと。
 - ③ 車両、その他収集運搬に必要な諸用具は、常に清潔な状態保持に努めること。
 - ④ 車両保管場所周辺地域の生活環境の保全に配慮すること。
 - ⑤ 車両に乗り組み、作業に従事する者は、車両 1 台について、運転手を含んで 2 人以上確保するよう努めること。
 - ⑥ 車両へのごみの積み込みは必ず運転手・作業員が行い、排出事業者がごみを直接積み込まないようにすること。
 - ⑦ 収集現場で作業する際は、往来する人や一般車両の通行に対しても十分な安全確保に努めること。
 - ⑧ 清潔で品位ある服装(制服のある事業所は制服)を着用し、作業上の安全確保に努めること。
 - ⑨ 車両の走行中はテールゲート(ごみ投入扉)を必ず閉める、シートがけを徹底するなど、ごみの飛散・悪臭防止に努めること。
 - ⑩ 夜間・早朝の騒音防止に努めること。

〔問合せ先〕	堺市役所 環境局 環境事業部 資源循環推進課 許可係 TEL)072-228-7479 FAX)072-228-7317 E-mail)shijyun@city.sakai.lg.jp
--------	---